事業者各位

富田林市 子育て福祉部 障がい福祉課

介護訓練等給付費の請求について

はじめに

平素より本市の障がい福祉行政の推進にご協力を賜り、ありがとうございます。この度は本市より標記の件のうち市町村審査の結果について情報共有させていただきます。

市区町村審査においては、国保連合会で審査した請求情報のうち個別に判断が必要なものや審査システム上審査できない内容を市町村が判断することが主となっています。

特に事業者各位からの請求のうち市町村での審査において返戻となることが多い事項について以下の通りまとめておりますのでご確認ください。

**市町村審査における確認事項及び注意点**

★共通事項

（1）事業所間でのサービス提供時間の重複

こちらについては毎月複数件発生しております。事業所間でのトラブルの原因にもなりますので、誤りがないように開始時間及び終了時間について特に注意して入力いただきますようお願い申し上げます。

（2）利用者負担額の算定誤り

利用者の自己負担額については該当する年度の所得状況に左右されます。本市においては受給者証更新の機会に利用者負担額を併せて見直しを行う取り扱いとなっております。受給者証の更新時には利用者負担額も含めてご確認頂きますようお願いいたします。

★サービス種別

（1）共同生活援助における日中支援加算の算定について

　　　日中支援加算の算定要件については（Ⅰ）、（Ⅱ）それぞれの加算について以下の様に要件が示されています。

　　・（Ⅰ）障害支援区分４以上若しくは65歳以上で通所等ができないと認められる利用者に対して外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける場合。

　　・（Ⅱ）日中活動サービス等を利用する予定の日に当該サービスを利用できず、日中をグループホームで過ごす場合。

　　※日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の支援は対象になりませんのでご留意ください。

（2）短期入所におけるサービス費目について

　短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅲ）

　→サービス利用日に短期入所のみを利用した場合算定。

　短期入所サービス（Ⅱ）（Ⅳ）

　→サービス利用日に日中活動系のサービスを併せて利用した場合に算定。

障がい者、障がい児それぞれについて、障害支援区分や日中活動サービスの利用の有無により報酬単価が設定されている為、請求に際しては受給者証の内容や本人が支給決定を受けているサービスについてもご確認ください。

（3）指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合の算定に

ついて

　令和３年４月８日　厚生労働省通知「相談支援に関するＱ＆Ａ」問５５参照。

（4）共同生活援助の特定障害者特別給付費の算定について

　同月に複数のグループホームを利用した利用者の特定障害者特別給付費の請求額の合計が助成上限額（１０，０００円）を超えるケースが散見されますので、請求前に事業者間で調整し、誤りがないかご確認ください。

以上が市町村審査において、特に注意が必要な事項となります。記載したものがすべてではありませんが、ご参照いただけると幸いです。以上、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ

〒584-8511

富田林市常盤町1番1号

子育て福祉部

障がい福祉課 給付係

TEL:0721-25-1000

（内線194、195）

FAX:0721-25-3123